

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第4条第1項第9号に掲げる固定式刺し網漁業について、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
磯建網・いせえび刺し網漁業	1	定めなし	東牟婁郡太地町梶取埼南東の線と新宮市熊野川河口中央から南東の線とに挟まれた海域（ただし、第8ブロック操業協定の制限区域を除く。）	9月16日から翌年4月30日まで	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を東牟婁管内に有する者又はその者を構成員に含む法人

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月30日から令和8年7月31日まで
なお、この告示に係る許可の有効期間は、令和8年9月16日から 令和10年9月15日までとする。

3 条件の付加

知事は、この告示に係る許可又は起業の認可をするに当たり、条件を付けるものとする。